

<問題12> (配点: 1)

AからDまでの説明のうち、正しい説明には○、誤っている説明には×を付した場合の正しい組合せを1つ選びなさい。

- A 東京にある工作機械メーカーのX技術部長は、出張中のアメリカの空港で、大口顧客である名古屋の自動車メーカーのY専務に偶然会った。最初は、Y専務と雑談をしていたが、途中から、現在開発中の新型ロボットの技術内容（外為令別表の2、6の項該当技術）について質問を受けたので、失礼がないように丁寧に説明した。このような場合、役務取引許可は不要である。
- B 昨日、初来日したばかりのシンガポールのソフトメーカーの技術部長Xは、滞在先の京都のホテルから来週訪問する予定の上海にある電機メーカーのY技術部長宛に、外為令別表の9の項に該当する技術資料を事前に電子メールで送付する予定である。この場合、ソフトメーカーの技術部長Xは、役務取引許可が必要である。
- C 名古屋にある貿易会社のX営業部長は、主要取引先である大阪にある工作機械メーカーのY技術部長と日々、電話やメールで外為令別表の2の項や6の項に該当する技術のやりとりを行っている。Y技術部長は、X営業部長の要請で、午前中に外為令別表の2の項に該当する図面を添付メールで送った後、X営業部長が急な海外出張で、当該メールを出張先のシンガポールのホテルで見たとしても、役務取引許可は不要である。
- D 名古屋にあるX大学院では、来日から2ヶ月目のシンガポールからの大学院留学生Yから、ブラックホールの研究をしたいので、X大学院で所有しているスーパーコンピュータの操作マニュアル（外為令別表の8の項該当）を借りたいと申し出を受けた。X大学院が、当該操作マニュアルを提供する場合、役務取引許可は不要である。

1. A× B○ C○ D○
2. A× B○ C× D×
3. A○ B× C× D○
4. A○ B× C○ D×
5. A○ B○ C○ D○

## 解説

### 【正解】5 正解率は、約66%。

- Aは正しい。** この場合、本邦法人間（居住者間）の雑談の内容が、外為令別表の2、6の項該当技術に関するもので、場所が外国であったということから、外為法第25条第1項前段の「特定の外国において提供することを目的とする取引」にあたるかが問題となる。役務通達1（3）スでは、「取引の相手方が技術情報を受領する場所が特定国であるとは、当該取引における契約上の履行地が特定国であることをいう（特段の定めがなければ取引の相手方の居所、住所又は主たる事務所の所在地が契約上の履行地であると考えられる。）」と規定しているので、この場合、取引に特段の定めはないので、本邦法人の事務所の所在地が契約上の履行地となる。よって、外為法第25条第1項前段の対象とはならない。
- Bは正しい。** 外為法第25条第1項前段は、非居住者についても、特定技術を特定の外国に提供することを目的とする取引を規制している。来日したばかりのシンガポールのソフトメーカーの技術部長Xは、外為令別表の9の項に該当する技術資料を上海にある電機メーカーのY技術部長に事前に提供する場合、役務取引許可が必要である。
- Cは正しい。** Aの解説を参照。
- Dは正しい。** X大学院が、外為令別表の8の項に該当する操作マニュアルを来日から2ヶ月目のシンガポールからの大学院留学生Y（非居住者）に提供する場合、ブラックホールの研究は、貿易外省令第9条第2項第十号の「基礎科学分野の研究活動において提供する取引」にあたり、役務取引許可は不要である。